

3 高医政第 508 号  
令和 3 年 8 月 5 日

高知県医療審議会  
保健医療計画評価推進部会 委員 様

高知県健康政策部医療政策課長  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年度第 1 回高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会及び  
高知県地域医療構想調整会議連合会の開催について (書面開催)

日ごろは、本県の医療行政の推進につきましてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記会議の令和 3 年度第 1 回目については、書面にて会議を開催することといたしました。

つきましては、下記のとおり協議を行いますので、ご多忙のところ恐れ入りますが、ご回答のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 議題

(1) 病床機能分化促進事業費補助金 (県補助金) の補助対象の見直しについて

### 2 【本協議の趣旨】

これまで病床削減に係る県の補助金 (P.4 参照) については、休床中の病床の削減を行った場合も補助対象という扱いとなっていました。

しかしながら、令和 2 年度より開始された病床削減に係る国の交付金 (P.5 参照) については、休床中の病床の削減は補助対象外となっていることから、県と国の制度の整合性を取るため、経過措置を設けた上で県の補助制度の見直しを行います。

補助制度の見直しを行うにあたり、委員の皆様にご意見をいただくものです。

#### 【県と国の制度の差異等】

- ・ 県制度では病床の削減に伴う「工事」及び「特別損失」の費用が補助対象となるが、国制度は病床削減を行った事実そのものが交付金の対象。
- ・ 県制度では、休床中の病床の削減も補助対象となっているが、国制度では稼働している病床が補助対象。
- ・ 県制度は R1.6 に要綱を制定し、国制度は R3.3 に要綱を制定。

(裏面に続く)

### 【県としての課題意識】

- これまでは、休床中の医療機関であっても、病床の削減に伴う解体費用、建替費用については補助対象になるという扱いであったが、長年、休床している医療機関への補助は妥当ではないのではないか。
- 昨年度、病床の削減に対する交付金制度が、厚労省により創設され、同制度は休床中の病床の削減は補助対象としていないため、整合性を取る必要があるのではないか。

### 【見直しの対応方針】

- 今後は、休床している医療機関が、病床の削減に伴い建物を解体・建替を行う際は、補助対象としない。（一時的な休床の場合は、その限りではない。）

※ 病床機能報告上、「休棟中」で報告している分について、補助対象外とするイメージ。

- これまでの取り扱いの変更になることから、休床中の医療機関であっても、令和3年度中に施設の解体や新築・改築の具体的な予定が決まっており、県の調査でその旨を回答した場合、補助対象とするなど、経過措置を設けることとする。

### 【今後の予定】

- ① R3.8～10 休床中の各医療機関へ調査  
(趣旨：令和4年度からは、休床中の医療機関は当補助金の補助対象外となるが、現時点で令和4年度以降の施設の解体や新築・改築の具体的な予定が決まっている場合は回答を。)
- ↓
- ② R3.11～ 県の令和4年度当初予算に計上
- ↓
- ③ R4.3 補助要綱の改正

### 3 回答方法

別紙1にご記入のうえ、同封の返信用封筒により回答してください。

### 4 回答期限

令和3年8月20日（金）

### 5 備考

後日（8/20以降）報償費をお支払いいたします。

ご送付・お問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県健康政策部医療政策課 岡村、原本

電話：088-823-9625 / FAX：088-823-9137

令和 3 年度第 1 回高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会及び  
高知県地域医療構想調整会議連合会の協議事項について（回答）

8 月 5 日付け 3 高医政第 508 号で開催通知のありました標記会議の協議事項への回答については、下記のとおりです。

記

- 1 協議事項「病床機能分化促進事業費補助金（県補助金）の補助対象の見直しについて」  
へのご意見等はございますか。  
（いずれかに○をお願いします）

・意見なし      ・意見あり

（ご意見欄）

- 2 その他、ご意見等がございましたらご記入ください。

（ご意見欄）

令和 3 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_